

Title	『春秋経伝集解』の本文に見る日本伝存漢籍古鈔本の意義
Sub Title	On the importance of the text of Chinese classics preserved in Japan
Author	齋藤, 慎一郎(Saitō, Shin'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2019
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.117, (2019. 12) ,p.106- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	佐藤道生教授退任記念論文集 図版削除
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01170001-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『春秋経伝集解』の本文に見る日本伝存漢籍古鈔本の意義

齋藤 慎一郎

はじめに

古代・中世日本漢学と言う研究領域が、現在、東アジア、延いては世界全体へと広がる中国学研究の中に接続するとすれば如何なることをし得るであろうか。本稿は、その一案として、前近代の日本で経書を専門とした明経道の博士家である清原家が関係した漢籍古鈔本（古写本）を取り上げて、その本文およびそこで構築された学説を、清代から現代にかけての中国の学者たちによる意見などと比較することで、その古鈔本が有する意義について見ようとするものである。

紀元前六世紀頃の孔子に淵源を求められる儒教の経典をはじめ、中国古典とされるものには、現在まで優に二千年以上にわたって、その本文が伝えられてきた歴史がある。そして、日本では古来（遅くとも六世紀初頭より以前）から絶えず、中国文化を、主に漢籍を学習することによって受容してきた。古代から中世初にかけての日本で漢籍を学習する際には、唐鈔本^①そのものを利用したり、或いは唐鈔本を基に転写した本を使用したりした。宋刊本が登場し、それが輸入されるようになった十世紀末以降も、刊本が一気に主流となった中国とは違って、日本には人間の手によって書写された鈔本こそを書物本

来の姿として尊ぶ考えがずっと残存した。また、王朝交替に伴う大規模な戦乱が殆ど無かったこともあって、現在にまで伝えられた古鈔本が数多い。現在、一般的に見られる中国古典の通行本の本文とは、通常、刊本が流通するようになった宋代以降に於ける段階での校訂を経ているもので、その過程で唐代以前には流布していた本文が改変されたり失われたりした場合もある。対して日本には、それ以前の漢籍古鈔本が伝存するために、中国ではもはや見ることの出来なくなっていた唐代以前の本文のかたちが伝えられていることがある。

また、日本に伝存する漢籍古鈔本には、訓点や、家説等の書き入れといった形で、過去の日本人がそれを学習した痕跡が見られる。これによっては、往昔の日本人が如何に漢籍を学習し受容してきたのか、その営為を知ること也有可能になる。

日本に伝存する漢籍古鈔本には、以上に述べたように唐鈔本系統の本文を有する箇所があることや学習の具合を表す書き入れが見られること、また他にも佚存書が含まれることといった価値が認められるが、以下、本稿では、経書の一つ『春秋経伝集解』の日本伝存古鈔本に見られる本文の異同や、平安鎌倉時代の日本人が学習した痕跡から、それが有する特徴の実例を示してみたい。

一、清原家に於ける『春秋経伝集解』の本文

まず、本稿で取り上げる『春秋経伝集解』の日本伝存古鈔本について述べる。この書物に関しては、それぞれ平安時代と鎌倉時代とに、同じ清原家（明経道の博士家）の学者が関係した鈔本が現存していて、比較する上で興味深い視点を提供してくれる。

平安時代の鈔本とは、東洋文庫に蔵される巻第十（宣公上）の一卷である。奥書に「點了 頼業」「保延五年五月十八日受庭訓了 頼業」とあり、保延五年（一一三九）、清原頼業（一一二二—一二八九）が十八歳の時、父祐隆から庭訓を授かる際に用いた本であったことがわかる。なお、本文の書写年代については、金澤文庫本（後述）巻三十の奥書中に頼業による識語を移写して「以内匠允重憲本、受家君之玄訓了」といい、清原家内では本文テキスト自体を譲渡することがあったと

思われるから、もう少し遡ると考えられる。^③

もう一方、鎌倉時代の鈔本とは、現在、宮内庁書陵部に蔵される金澤文庫旧蔵の三十卷（金澤文庫本）である。これは、頼業の孫に当たる清原教隆（一一九九—一二六五）およびその子の直隆（一二三四—一二九九）・俊隆（一二四一—一二九〇）兄弟が、鎌倉に下って北条実時（一二二四—一二七六）とその子の篤時ならびに顕時（一二四八—一三〇一）に家説を伝授する際に書写されて出来たものである。現存本の書写年代としては弘長元年（一二六一）から弘安元年（一二七八）までの間に収まる。^④

両者は、書写され学習に用いられた年代に百三十年程の差こそあれ、訓点、欄上欄外の注記や行間の傍記（『經典釈文』の網羅的な引用書き入れ等）、裏書（主に『春秋正義』によって樹立された訓説）までが、表記面での時代的変遷を反映した小異は認められるものの、よく一致している。^⑤したがって、三十卷を完備する金澤文庫本は、頼業が大成した清原家の左伝学の全貌を今日に伝える資料とすることが可能なのである。

ところが、本文について見ると、東洋文庫蔵本と金澤文庫本との間で、そもそも書写された字句が異なっている場合がある。次のような例が挙げられる。

（表一）

	所在	通行の刊本の本文	東洋文庫蔵本の本文	金澤文庫本の本文
1	宣公二年の経文の注	而稱臣以弑者、以示良史之法	以殺者	以弑者
2	宣公二年の伝文の注	傳言趙盾所以稱人、且爲四年楚滅若敖氏張本	以稱人	所以稱人
3	宣公二年の伝文の注	以明於例應稱國以弑	國以殺也	国人以弑也
4	宣公二年の伝文	君能有終、則社稷之固也	君能有終	君又有終
5	宣公二年の伝文	君能補過、袞不廢矣	君能補過	君肯補過
6	宣公二年の伝文	遂扶以下 ^⑥	遂扶以下	遂跣以下
7	宣公二年の伝文	乙丑、趙穿攻靈公於桃園	趙穿弑靈公	趙穿斃靈公

8	宣公二年の伝文の注	盾出奔、聞公弑而還	聞公弑而還	聞公弑而還也
9	宣公二年の伝文	大史書曰、趙盾弑其君	太史書曰、趙盾弑其君	太史書曰、趙盾弑其君
10	宣公二年の伝文の注	餘子、嫡子之母弟也	適子	嫡子
11	宣公三年の伝文の注	漢律、淫季父之妻曰報	淫	姪
12	宣公四年の経文	夏、六月、乙酉、鄭公子歸生弑其君夷	殺	弑
13	宣公四年の伝文	夏、弑靈公	殺	弑
14	宣公四年の伝文の注	懼譖而從弑君	懼譖而從弑(君ナシ)	懼譖而從殺(君ナシ)
15	宣公八年の経文の注	雖死、以尸將事	以尸行事	以尸將事
16	宣公八年の伝文の注	傳言楚彊、吳越服從	楚彊	楚彊
17	宣公九年の経文の注	三與文同盟	二與文同盟	三與文同盟
18	宣公十年の伝文の注	蓋以夏姬淫放、故謂其子多似以為戲	故謂其子多似為戲之也	故謂其子多似以為戲也
19	宣公十一年の経文の注	乃復封陳	封陳	討陳
20	宣公十一年の伝文	王待諸鄆	延	鄆
21	宣公十一年の伝文の注	十年、夏、徵舒弑君	殺	弑

これは主要な相違を拾ったものに過ぎないが、この他、異体字の使用や助字の有無を考慮に入れれば、更に多く、本文異同と言ふべきものがある。それぞれに校注の書き入れなどが見受けられるけれども、まず書写されたものと考えられる本文が異なるという点は、やはり注目に値すると思う。

さて、そこで、東洋文庫蔵本(存卷十)と金澤文庫本卷十との関係性について改めて検討しておきたい。両者は、ともに清原家の学者(それぞれ頼業と教隆とで、祖父と孫の間柄にある)が関係した本であり、清原家の秘説を伝える書き入れが同様になされている。このことからすれば、東洋文庫蔵本から金澤文庫本へと本文を含めての書承関係が想起されそうだが、本文のみ多くの相違が見られる点に照らして考えるならば、この際、両者の本文が直接の書承関係を有するとする

のは誤りというべきではなからうか。

金澤文庫本三十巻にはそれぞれ極めて詳細な奥書が附され、当該巻の来歴についての情報を提供してくれる。巻十の奥書は以下のようなのである（読点のほか丸数字と相当する西暦を補った。丸数字は時系列の順）。

〔金澤文庫本『春秋経伝集解』巻十奥書〕

本奥云

③ 建長六年〔一二五四〕十一月十日、以家秘説奉洒掃少尹尊閣畢 前參河守清原〔在判〕

本奥云

② 治承四年〔一一八〇〕十二月八日、授良別駕了、去月廿六日、車駕自攝州還于平安京 大外記〔在判〕

① 應保二年〔一一六二〕七月四日、以證本移點了 造酒正〔在判〕

④ 文永五年〔一二六八〕十一月十七日、以累家之秘説奉授于越州才郎貴殿了 朝請大夫清原〔花押〕

時系列の順に整理すると、以下のような事実が把握できる。

まず①、應保二年（一一六二）七月四日、頼業の弟に当たる清原祐安が証本から移点した。あくまで「移点」（訓点を書き移す）なのであって、本文の書写についての記述でない点に注意したい。祐安は、この直前まで中原家（清原家と並び立つ明経道の博士家）の養子として過ごしていたことが知られるから、この際には中原家内で書写し得ていた本文テキストを利用した可能性も想起できるように思われる。

続いて、②によって、治承四年（一一八〇）十二月八日に、清原頼業から、四男（後に嫡男）の良業（一一六四―一二一〇）に対する伝授がなされたことがわかる。伝授とは一対一の読み合わせ形式で行われるものだから、師弟（父子、この場合では頼業と良業）双方が本文テキストを所持している必要がある。その上で、師（父）から弟（子）へと訓説（訓点および

び書き入れの内容等）が伝授される。この②は、元は頼業の良業に対する加証奥書であったように思われるから、伝授の際に子の良業が所持していた本が、元來①の奥書を有し、叔父祐安から譲渡されたものとも考えられるのではなからうか。すなわち、この伝授の際、被伝授者である子の良業は、伝授者となる父頼業の所持本（例えば現在の東洋文庫蔵本）を写して自身の所持本としたのではないと思われるのである。これは、前述したように、父頼業が、さらにその父祐隆から伝授（庭訓）を授かる際に父の所持本を写すのではなく、それとは異なる「内匠允重憲本」を用いたとするのと共通する傾向と言いうことが出来るであろう。

③は、北条実時（「酒掃少尹」）が清原教隆（「前参河守清原」）より伝授を受けたことを示す奥書。少なくとも①・②の内容が記された奥書を持つ本が、実時による書写に利用されたものと推定できる。但し、その書写元の本は、この時の伝授者となる教隆の所持本であったのではなく、他の巻の奥書の様相に照らすに、子の直隆または俊隆の所持本であったものかと考えられ¹²、この伝授に際しても伝授者（教隆）と被伝授者（実時）とが所持する本文テキストは必ずしも一致するものではなかったように思われる。これも、頼業が父祐隆から庭訓を受けた際、また良業が父頼業から庭訓を受けた際と同様の手法（師弟で所持する本文系統を違える）だとみられる。

最後の④は、③の際に生じた実時所用本の写しであるこの金澤文庫本巻十そのものの伝授奥書で、文永五年（一二二八）十一月十七日に、清原直隆（「朝請大夫清原」）が北条篤時（「越州才郎」）に対して代々の秘説を授けたことを保証する内容になっている。

以上に見たように、この金澤文庫本巻十の本文は、遡ると頼業所持本（東洋文庫蔵本の類）に行き着くのではなく、実はその弟祐安そして嫡男良業の所持していた本に行き着くように考えられる。このことは、現在に残る両者の本文を比較したときの差異によっても確認することが出来たと思う。或いは、祐安・良業本の本文は、中原家由来の本文ということも出来るかも知れない。

つまり、清原家の学問姿勢としては、一つの本文に校定して収斂させるのではなく、複数の系統の本文を保存して、一族

間ほかで本文テキストを譲渡し合い、伝授の場に於いても多様な説の撰取や本文の校勘を図る方針があったと見ることが出来る。

それでは、このように多様な本文を同じ家の中で所持し得た日本の古鈔本が、現在に於いて『春秋左氏伝』の本文を研究するに際してはどのような意義を有するか、以下、二つの場面を取り上げてみたい。

二、本文からみえること―「攻」か「殺」か「弑」か

『春秋経伝集解』卷十、宣公二年の伝文のうちに、通行の諸刊本では、「乙丑、趙穿攻靈公於桃園」とする一文が見られる。

この箇所を、東洋文庫蔵本で見ると、その本文は「乙丑趙穿弑靈公於桃園」となっている（図版1）。この本文のかたちは、六世紀末の陸徳明撰『經典釈文』（春秋左氏音義）に、この箇所について「趙穿攻（如字、本或作弑）」といって、「攻」を「弑」とする本もあるという異本注記に符合するものである。この『經典釈文』の記載からは、東洋文庫蔵本に見られるような本文のかたちだが、初唐の中国に於いても存在したことが見て取れる。東洋文庫蔵本で、当該文の右傍に「才攻（セム／如字本或作弑）」（「攻」字のみ朱筆）とあるのは、『經典釈文』を網羅的に引用注記する清原家での学習態度の一環である。なお、「才」とは「摺」の偏を残して減画した略体で、摺本（宋刊本）にはこう見られるの意。

ところが、同じ箇所を金澤文庫本で見ると、その本文としては「乙丑趙穿煞靈公於桃園」（「煞」はすなわち「殺」とある（図版2）。先にも触れたように、東洋文庫蔵本との間での本文異同が見受けられる。この金澤文庫本でも「煞」字の右傍には、東洋文庫蔵本と同様「攻（才作／セム）」と書き入れがある（「才作」は「摺作」）。欄上には東洋文庫蔵本と同じ字（「弑」）が記され、その下に『經典釈文』の引用注記がなされる。金澤文庫本としては「煞」字を持つ本文がまずあり、伝授の過程で「弑」字を有する別の本文と校合されたとみられる。

つまり、この一字分に入るべき文字として金澤文庫本には、そもそも書写された「煞」（殺。但し去声の声点）、伝授の過

(図版1) 保延五年清原頼業奥書『春秋経伝集解』当該箇所。公益財団法人東洋文庫所蔵。

(図版2) 金澤文庫本『春秋経伝集解』当該箇所。宫内庁書陵部所蔵。

程で他の清原家本（東洋文庫蔵本の系統に属するものであろう）から示されたものと思われる「弑」、そして『經典積文』の見出しでもあり新渡の宋刊本の本文でもある「攻」という三通りが記されているわけだ。古来、様々な本文異同の生じ得

る箇所のひとつであったことが窺える。

さて、この箇所について、清の王引之（一七六一—一八三四）は、著作『經義述聞』（卷十八）の中で、次のように言っている。

攻、本作殺。殺字隸或作煞、上半與攻相借。又因上文伏甲將攻之而誤爲攻耳。趙穿殺靈公、故大史書曰、趙盾弑其君。若但攻之而已、則殺與否尚未可知、大史何由而書弑乎。杜注宣子未出山而復曰、聞公殺而還。公殺、正謂趙穿殺靈公。則杜所據本作殺明甚。釋文攻如字、亦當作殺如字。（後略）

すなわち、「殺」字は隸書では「煞」とも書き、上半分が「攻」字と似ている。またこれより前の伝文「伏甲將攻之」（甲を伏せて將に攻めむとす）に釣られて誤って「攻」としたに過ぎない。趙穿が靈公を殺したのだから、（後の伝文にも）「大史書曰、趙盾弑其君」（大史書して曰く、趙盾其の君を弑す）と言う。もしたただ攻めただけなら、殺したのかどうかは分からないのに、大史はどうして「弑」と書くのか。杜預は（直後の伝文）「宣子未出山而復」（宣子未だ山を出でずして復る）に注して、「聞公殺¹³而還」（公殺されぬと聞いて還れり）と言う。「公殺」とは、たしかに趙穿が靈公を殺したことを言う。すると杜預の依拠した本が「殺」としていたことは明らかだ。『經典釈文』で「攻（如字）」とするのも、同様に「殺（如字）」とするのがよい」と言うのである。ここで王引之は、当該文は本来「趙穿殺靈公」であったものだとし、図らずも日本に伝存した金澤文庫本の本文と合致する新見を示したわけだ。現代の中国に於ける左伝の注釈書として權威性を有するとされる楊伯峻（一九〇九—一九九二）編著『春秋左伝注』（中華書局）を見ても、この箇所は、金澤文庫本や王引之の説などに拠って、「乙丑、趙穿殺靈公於桃園」とする本文が記載されている。

また、清の李富孫（一七六四—一八四三）は、ここを解釈して、「趙穿攻靈公於桃園。晉世家、攻作襲殺。釋文云、攻本或作弑。案義、當作弑。襲殺是據事言之」（『春秋左伝異文釈』卷四（皇清經解統編卷五百六十四））とする説を唱えている。

る。「當作紙」（紙とするのがよい）と言うのだから、こちらは東洋文庫蔵本の本文と図らずも合致している。

このように、金澤文庫本や、それよりさらに年代の遡る東洋文庫蔵本など、日本に残る古鈔本を見れば、同じ博士家の中であつても、様々な本文異同の存在したことがよく見て取れ、またそれは清代の学者たちがそれぞれに唱えた学説と同様に、学問的に多様なものでもあつたのである。

三、校注からわかること——「受命于楚」か「命于楚」か

『春秋経文集解』卷十、宣公二年の伝文の冒頭文は、現在通行の諸刊本では、「鄭公子歸生受命于楚伐宋」とされる。

東洋文庫蔵本を見ても、一見、「鄭公子歸生受命于楚伐宋」とあり、現在知られる宋刊本系の本文と同じ本文を見る事が出来る（図版3）。しかし、傍らにある校注書き入れに着目すると、「受」字には、まず左傍に「才ナ」とある。これは「摺有」を減画したもので、要するに宋刊本には「受」字が有るという意味。実際、現在通行の各本は「受命于楚」（命を楚に受けて）とし、「命于楚」（楚に命ぜられて）とはしない。しかし、わざわざ宋刊本に有るという事実をここに注記するということは、裏を返せば、何某かの本には、その「受」字が無かつたということであろう。そして、右傍には「或古本无受字」という書き入れもまたなされている。これによって、現在の東洋文庫蔵本の所用者であつた清原頼業（もしくはそれ以前の人物）が参照することの出来た古鈔本のうちに、「受」字の無い本文が存在したらしいことが判明する。¹⁴ 東洋文庫蔵本では上部に書き入れとして引用されている『經典釈文』の記載を見ても、「命於楚（本或作受命于楚、非也）」とあつて、「命於楚」とする本文が見出しとされ、この本文のかたちが古来あり得たことの傍証となつている。

さて、金澤文庫本でも、同じく一見の本文としては「鄭公子歸生受命于楚伐宋」とある（図版4）。「受」字には、左傍の「才ナ」とだけあり、東洋文庫蔵本にあつた「或古本无受字」の校注は見受けられないけれども、中央に朱での丸印が附されている。これは、おそらく見消符と考えられるものである。『經典釈文』に「非也」とあつたのが、清原家内に於いて学説の形成上に影響した可能性もあるだろう。

そこで、この見消符を受けてか、金澤文庫本を初めて底本として紹介した竹添井々（一八四二—一九一七）著『左氏会箋』（明治三十六年）では、この「受」字は削除されて活字化されている。そして、前節でも取り上げた楊伯峻『春秋左伝注』では、当該文を「鄭公子歸生命于楚伐宋」とした上で、以下のように注する。

「命于楚」各本均作「受命于楚」唯金澤文庫本無「受」字與釋文或本合。杜此注云：「受楚命也。」臧琳經義雜記云：「傳本無『受』字，故注云『受楚命』。若傳本作『受命于楚』，則文義已明，杜可無庸注矣。」洪亮吉語亦云：「按杜注，不當有『受』字。」劉文淇疏證云：「按宋世家『文公四年春，鄭命楚伐宋』，亦無『受』字。」諸說是也。「命」即「受命」之義，

〔図版3〕 保延五年清原頼業奥書『春秋経伝集解』当該箇所。公益財団法人東洋文庫所蔵。

〔図版4〕 金澤文庫本『春秋経伝集解』当該箇所。宫内庁書陵部所蔵。

十二年傳「皆命而往」義即「皆受命而往」尤可證。今從金澤文庫本刪正。

直後の杜預注が、この伝文を「受楚命也」と解釈するのは、通行の伝文であれば、文章が重複するだけのことになって不可解であることを基にして、清代の学者たち、具体的には、臧琳（一六五〇—一七一三）の『経義雜記』、洪亮吉（一七四六—一八〇九）の『春秋左伝詁』（卷十）、劉文淇（一七八九—一八五四）の『春秋左氏伝旧注疏證』に見られる説を紹介するなどした上で、金澤文庫本に従って正し改めたのである。但し、ここで楊伯峻が「金澤文庫本」というのは、実際は、「受」字が完全に削除され無いものとされた上で活字となった『左氏会箋』によっていると考えるべきだ。

以上のように、この箇所について、清原家で「或古本无受字」という書き入れ、或いは『經典釈文』の注記を踏まえた上で施されたとみられる校注は、清代から現代にかけて中国で考えられた学説と、五百年近く先んじて実は符合していたのである。清原家の学説を留める金澤文庫本の本文は、主に『左氏会箋』を通して、近現代の左伝研究の中に影響を及ぼすことがこれまでもあり、学説の信憑性を高める根拠ともなり得てきた。その写本には数百年前の日本の清原家の学者たちの、他本との校合、『經典釈文』の撮取、見消を施すといった学問的営為が実際には内在していたということが出来るであろう。

むすび

以上、本稿では、(1)『春秋経伝集解』の東洋文庫蔵本と金澤文庫本との間にある本文の相違から見ると、清原家に於ける伝授の際には、多様な本文の保存が意図されたらしいこと、(2)そこに保存された本文のかたちは、清代の学者たちが後に案出した学説を実は補強し得るものとなっていることなどに関して概述してきた。

最後に、『春秋経伝集解』の金澤文庫本と敦煌写本との間にある本文の共通性に、一言触れておきたい。¹⁵金澤文庫本に於いて宋刊本との異同が見られる箇所については、金澤文庫本と敦煌写本との本文が実は一致するということがある。もちろん互いに接触したことなどなく、四〇〇〇キロメートルを隔てた地に保存された本文が一致するというのは、宋刊本が出現

するより前の唐代に、中国から文物が東西へ伝播した際の名残を留めるものといつてよいであろうし、この点からも日本に伝存する漢籍古鈔本の意義は理解される。

本稿で言及した『春秋経伝集解』古鈔本のうち、東洋文庫蔵本は二〇一五年に勉誠出版から影印本が刊行され（東洋文庫善本叢書9）、宮内庁書陵部蔵の金澤文庫本のほうはデジタルアーカイブ「宮内庁書陵部収蔵漢籍集覧」に収載、中国では近く影印本も出版されると言う。かつて、清の阮元（二七六四—一八四九）らが山井崑崙の校記によって足利学校本を知り刺激を与えられた時代、楊伯峻らが竹添井々の会箋によって金澤文庫本を知り影響を受けた時代を経て、現在では、居ながらにして多くの本の本文の实体を知り得るようになった。中日をはじめとする国際的な交流による学問の進展を今後とも期したいものである。

注

- (1) 本稿の主題とする『春秋経伝集解』について言うと、藤井斉成会有鄰館に蔵される巻第二残巻が唐鈔本として知られている。加元年代は平安中期以前とされる。小助川貞次「訓点資料の展開史における有鄰館蔵『春秋経伝集解巻第二』の位置」（日本語の研究）第四巻第一号、二〇〇八年一月）参照。
- (2) 阿部隆一「漢籍」（阿部隆一遺稿集）第三巻、汲古書院、一九八五年。初出は一九八三年）、佐藤道生「日本漢学研究に於ける古筆切の利用」（慶應義塾中国文学会報）三、二〇一九年三月）参照。
- (3) 石塚晴通・小助川貞次「春秋経伝集解巻第十解題」（国宝春秋経伝集解巻第十／重要文化財論語集解文永五年写巻第八）東洋文庫善本叢書9、勉誠出版、二〇一五年）参照。「内匠允重憲」は同族の清原重憲を指す。
- (4) 文永四・五年（一二六七・六八）に書写された二十六巻分を本体とし、弘長元年および文永二年（一二六五）に書写された巻二十三・二十六、弘安元年に書写された巻十四・十五が取り合わされている。佐藤道生「金澤文庫本『春秋経伝集解』、奥書の再

- 検討」(宮内庁書陵部蔵漢籍研究会編『図書寮漢籍叢考』汲古書院、二〇一八年)参照。
- (5) 小林芳規「金澤文庫本群書治要の訓點」(『群書治要(七)』古典研究会叢書漢籍之部15、汲古書院、一九九一年)参照。
- (6) 「扶」は、阮元『春秋左伝注疏校勘記』によれば、刊本により往々にして「跣」とする。
- (7) 「嫡」は、阮元『春秋左伝注疏校勘記』によれば、宋本(慶元六年吳興沈中賔刊本)・淳熙本(淳熙三年閩山阮仲猷種德堂刊本)・岳本(南宋(或いは元)相台岳氏刊本)では「適」とする。
- (8) 注(3)前掲解題(九三頁)には、「頼業の孫・清原教隆が本書を書写・移点したことは宮内庁書陵部本の奥書によって分かる」とされている。
- (9) 清原祐安については、拙稿「清原家と中原家をつなぐ祐安」(『書物学』第一四卷、勉誠出版、二〇一八年二月)を参照されたい。この「造酒正」が祐安を指すことは、同卷十五奥書に「応保二年八月十六日、以秘本粗校合了 良醞令祐安」とあることなどからわかる(良醞令は造酒正の唐名)。
- (10) 『山槐記』応保元年(一一六二)十二月十一日条に、「造酒正中原祐定(助教頼業舎弟也)」との記載があり、この「祐定」というのは、「祐安」の誤記である疑いが強いと思われる。注(9)前掲拙稿参照。
- (11) 伝授のあり方については、佐藤道生「伝授と筆耕―吳三郎入道の事績―」(『中世文学』六一、二〇一六年六月)などに解説がある。
- (12) 拙稿「金澤文庫本『春秋経伝集解』の奥書と伝来」(宮内庁書陵部蔵漢籍研究会編『図書寮漢籍叢考』汲古書院、二〇一八年)を参照されたい。
- (13) 通行本ならびに金澤文庫本では「公弑」。王引之は、『經典釈文』の記載(通行本では「聞公弑(申志反)」と注する)の不可解さなどを根拠に、当該注の文を「公殺」と考証し記述している。これが東洋文庫蔵本では「公煞」とされ(図版1)、王引之の説と合う。
- (14) 清原頼業が「或古本」を校合に用いたことについては、金澤文庫本の奥書中に「久寿二年(一一五五)十月十三日、戌刻、以或古本見合了 在判(頼業)」(卷十九)、「久壽三年(一一五六)三月廿七日、酉刻、以或古本見合畢」(卷二十五)、「保元三年(一一五六)五月廿一日、卯刻、重以或古本見合了、凡一部卅軸同所比校也、其中或有古説、或有新箋、從善棄謬、唯取合意耳」(卷三十)といった記事がある。
- (15) たとえば、次のような例が指摘される。橋本秀美氏の御示教によった。

- ・ 僖公五年の伝文の注、諸刊本では「道國在汝南安陽縣南」とするところ、金澤文庫本・敦煌本ともに「陽安縣」とする。
- ・ 僖公六年の伝文の注、諸刊本では「將受死、故衰經」とするところ、金澤文庫本・敦煌本ともに「受罪死」とする。
- ・ 僖公七年の伝文の注、諸刊本では「隱諱亦損盛德」とするところ、金澤文庫本・敦煌本ともに「損德」とする。
- ・ 僖公九年の伝文、諸刊本では「秦晉輔之、子將何如」とするところ、金澤文庫本・敦煌本ともに「如何」とする。
- ・ 僖公十年の伝文、諸刊本では「子弑二君與一大夫」とするところ、金澤文庫本・敦煌本ともに「殺」とする。
- ・ 僖公十四年の伝文、諸刊本では「公怒止之」とするところ、金澤文庫本・敦煌本ともに「公怒之」とする。
- ・ 僖公十四年の伝文の注、諸刊本では「亡國之徵」とするところ、金澤文庫本・敦煌本ともに「亡之徵」とする。

〔附記〕掲載図版（1、3）は、東洋文庫監修／石塚晴通・小助川貞次解題『国宝 春秋経伝集解巻第十／重要文化財 論語集解文永五年写巻第八』（東洋文庫善本叢書9）（勉誠出版 二〇一五年七月）よりの転載。

図版の掲載に際しては、公益財団法人東洋文庫、勉誠出版、ならびに宮内庁書陵部より、それぞれ御許可を賜った。記して御礼申し上げます。

〔附記〕本稿は、「地域漢文学 国際若手研究者フォーラム」（平成31年1月15日、於慶應義塾大学三田キャンパス）にて行った同題の研究報告に基づき、加筆したものである。